令和３年１１月１日

各　位

群馬労働局登録第１９８号
一般社団法人　太田労働基準協会長
館林労働基準協会長
大泉労働基準協会長

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習の実施について

労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条により、特定化学物質を製造又は取扱う作業又は四アルキル鉛、溶接ヒューム等の業務に係る作業は、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者の中から「作業主任者」を選任し、作業の指揮などを直接行わせなければなりません。この「技能講習」を次のとおり実施しますのでご案内致します。

記

１．開催日時

	講　習　日	時　　間	会　　場
学科	１２月１１日(土)	8:00～16:00	太田市飯塚町 87―1 一般社団法人　太田労働基準協会 ２階講習室
	１２月１８日(土)	8:00～17:00	

２．募集人員　　**７０名**　（早急に定員に達する恐れがありますので、受講される場合は、確実な員数を電話等で事前にご連絡ください）

３．申込方法　右面の申込書に必要事項を記入し、押印のうえ、受講料を添えて当協会へ提出して下さい。提出方法は、①申込書と受講料を協会窓口へ持参する。②申込書と受講料を現金書留で郵送する。③申込書を郵送で提出し、受講料は下記の指定口座に振込む（振込手数料は申込者負担）のいずれかになります。②と③の場合は、申込書を郵送する際に、**84円**切手を貼った返信用封筒（受講券等の送付用）を同封して下さい。

いずれの場合も、講習日1週間前までに、申込書の提出と受講料の支払いを済ませる必要があります。尚、講習日1週間前以降の受講取消しについては、受講料の払い戻しは致しません。

振込先
群馬銀行　太田支店　普通　2143059　（社）太田労働基準協会
シャ）オオタロウドウキジュンキョウカイ

４．受講料　**会　員**　**１２，６５０円**　内訳　11,500 円（消費税 1,150 円）
テキスト代　無　料

非会員　**１４，６３０円**　内訳　11,500 円（消費税 1,150 円）
テキスト代 1,800 円（消費税　180 円）

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

５．申込先　一般社団法人 太田労働基準協会　TEL0276-46-5774・fax 46-1544
館林労働基準協会　TEL0276-72-8890・fax 70-7622
大泉労働基準協会　TEL0276-62-4334・fax 62-3619

６．申込締切日　定員になり次第、又は開催日７日前に締め切ります。

＊ 講習時はマスクの着用、体温測定、消毒の実施を行いますのでご協力をお願い致します。

キリトリ

特定化学物質・四アルキル鉛等 作業主任者技能講習受講申込書

この欄に写真２枚を裏返しにしてセロテープで貼ること。サイズは 30 ㎜×24 ㎜のもの上半身、カラー白黒いずれでも可仮止めしてください。裏面に本人の氏名を記入する

受　講　番　号			実施管理者確認欄
太　田	館　林	大　泉	

ふりがな 受講者 氏　名	印	生年月日	昭和 平成　年　月　日生
現住所 県　　番地			
ＴＥＬ：		性　別	男　・　女
事業場所在地 名　　称 代　表　者 電話番号	印 TEL　（　　）　事務担当者名（　　）		

＊下記申込方法の該当項目の□内に、レ点を入れて提出して下さい。
□ 会員、　・県内の他協会（協会名：　　）、　□ 非会員
□ 協会へ支払い、　□ 現金書留、　□ 銀行振込み

一般社団法人 太田労働基準協会長　殿
館林労働基準協会長　殿
大泉労働基準協会長　殿